

市税の減免申請について
(注意事項)

	個人市県民税 等
	固定資産税 等

1. 市税の減免は、災害があった日以後に納期限が到来する税額が対象となります。
2. 必要書類が期限までに提出されない場合、書類不備により却下となります。提出が遅れる理由がある時は、本庁担当課にご連絡ください。
3. 減免の申請から決定までの間、納税義務は消滅しません。減免の決定には時間を要するため、納付困難の際は必ず納税課にご相談ください。ご相談された場合でも納期限までに納付がなかった場合は、督促状を送付することになりますので、あらかじめご了承ください。なお、減免の決定までの間に納付された税額であって、減免の対象となったものは、後日、還付されます。
4. 減免の審査、決定及び通知は、本庁担当課で行います。
5. 熊本市税条例施行規則第12条の規定に基づき、虚偽の申請その他不正行為があったと認められた場合は、直ちに減免の取消しを行います。

● 本庁担当課
・ 個人市県民税等・・・市民税課
TEL 096-328-2183
・ 固定資産税等・・・固定資産税課
TEL 096-328-2195
● 納付の相談・・・・・・・・納税課
TEL 096-328-2204

上記について、確認しました。

令和 年 月 日

〔申請者〕
住 所

氏 名